



「高畠町中小企業設備投資等補助金」のご案内

売上拡大や省力化、生産性向上を後押しするため、設備投資や新規立地を支援します。

対象者

- (1) 本町に住所を有する製造業、建設業、情報通信業及びサービス業を営む中小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体。
- (2) 他の市町村から本町に工場等の新設を行おうとする中小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体。

対象事業

- (1) **所有型** 自ら所有する工場等の新設又は増設
(対象事業費1,000万円以上)
- (2) **設備投資型** 設備の取得や設備導入に伴う工場の内部造作等の変更
(対象事業費200万円以上)

補助率等

- (1) **所有型** ①対象事業費の10%以内(上限500万円)
②対象事業費の30%以内(上限500万円)
- (2) **設備投資型** ①対象事業費の10%以内(上限300万円)
②対象事業費の30%以内(上限300万円)

※②は次のいずれかの条件を満たす場合となります。

- 1. 経済産業省「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(ものづくり補助金)及び「事業再構築補助金」に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合。
- 2. 町が実施するリーダー経営人材育成塾への参加者を有する場合

募集期間

令和7年2月18日(火)～令和7年3月10日(月)

提出書類

- ① 高畠町中小企業設備投資等補助事業 事前申出書
 - ② 高畠町中小企業設備投資等補助事業 計画概要書
 - ③ 企業概要書
 - ④ 事業に係る見積書の写し
 - ⑤ 設備の図面、カタログ等
 - ⑥ 直近の納税証明書
- ※ ①～③の様式は町HP からダウンロードしてください。

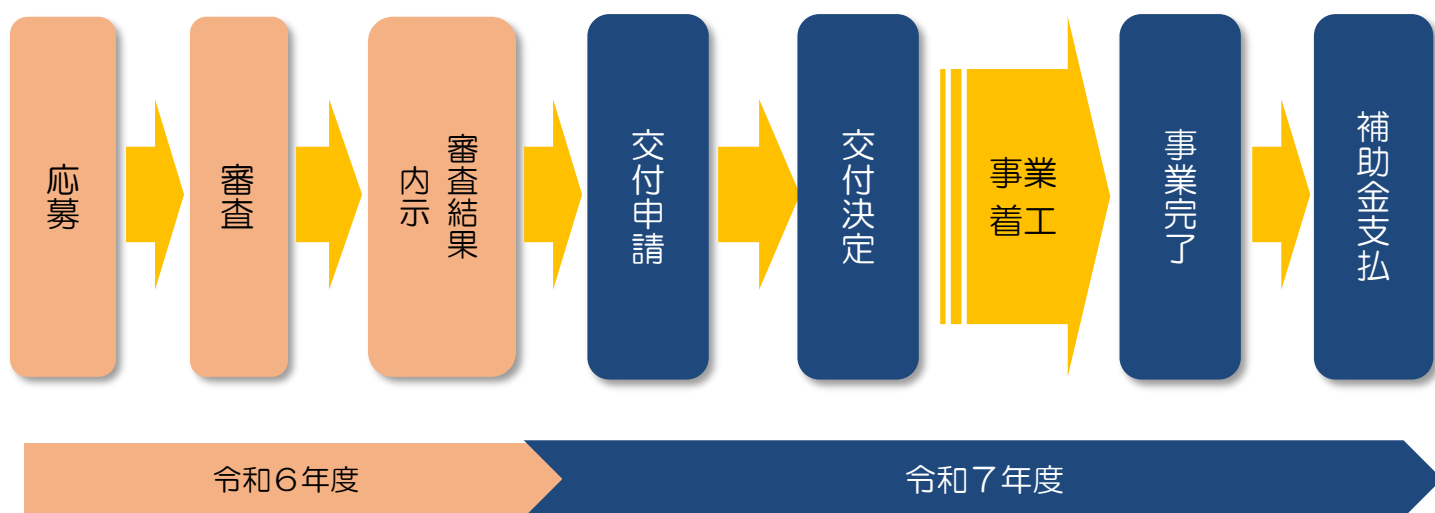
【 町HP 】



留意点

- ① 本補助事業で募集するのは、令和7年4月1日以降に契約・着工し、令和7年度内に取得・支払いが完了する設備投資が対象です（令和8年度内に事業完了する場合は、別途手続きが必要です）。
- ② この事業は、令和7年度予算が高畠町議会において議決されることが条件となります。
- ③ 申込み多数の場合、予算の都合上、補助額を調整する場合があります。

事業の流れ



問い合わせ先 : 高畠町商工観光課 ☎52-2019 (直通)